

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童生徒の人格のすこやかな発達を支援するという児童生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「児童生徒一人ひとりの自己実現をめざす学校」を教育目標としており、そのために人権教育に重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称

「いじめ・体罰等対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、教務部長、生活指導部長、生徒指導主事、養護教諭
必要に応じて校長が招集する者

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめ・体罰等の未然防止
- ウ いじめ・体罰等の対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取り組みの有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

思斉支援学校 いじめ防止年間計画				
	小学部	中学部	高等部	学校全体
4月	児童・保護者への相談窓口および「学校いじめ防止基本方針」の周知 家庭訪問 (家庭での様子の把握)	生徒・保護者への相談窓口および「学校いじめ防止基本方針」の周知 家庭訪問 (家庭での様子の把握)	生徒・保護者への相談窓口および「学校いじめ防止基本方針」の周知 家庭訪問 (家庭での様子の把握)	第1回いじめ・体罰等対策委員会(年間計画の確認) PTA総会で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明
5月	大宮保育園交流			
6月				運動会
7月	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」 実施 保護者懇談	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」 実施 保護者懇談	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」 実施 保護者懇談	アンケート回収 第2回いじめ・体罰等対策委員会(状況報告と取り組みの検証)
8月				校内研修会(人権)
9月			北淀高校交流	
10月	太子橋小学校交流	今市中学校交流		
11月				思斉祭
12月	人権集会 アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」 実施 保護者懇談	人権集会 アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」 実施 保護者懇談	人権集会 アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」 実施 保護者懇談週間	人権週間 アンケート回収

1月	大宮保育園交流			校内研修会（人権）
2月				作品展
3月	保護者懇談	保護者懇談	保護者懇談	第3回いじめ・体罰等対策委員会（年間の取り組みの検証）

5 取り組み状況の把握と検証（PDCA）

いじめ・体罰等対策委員会は年3回開催し、状況の把握と報告を行う。いじめが確認された場合は、随時開催し取り組みの検討、対応を行う。また、必要に応じて学校いじめ防止基本方針や計画の見直しなどを行う。

第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

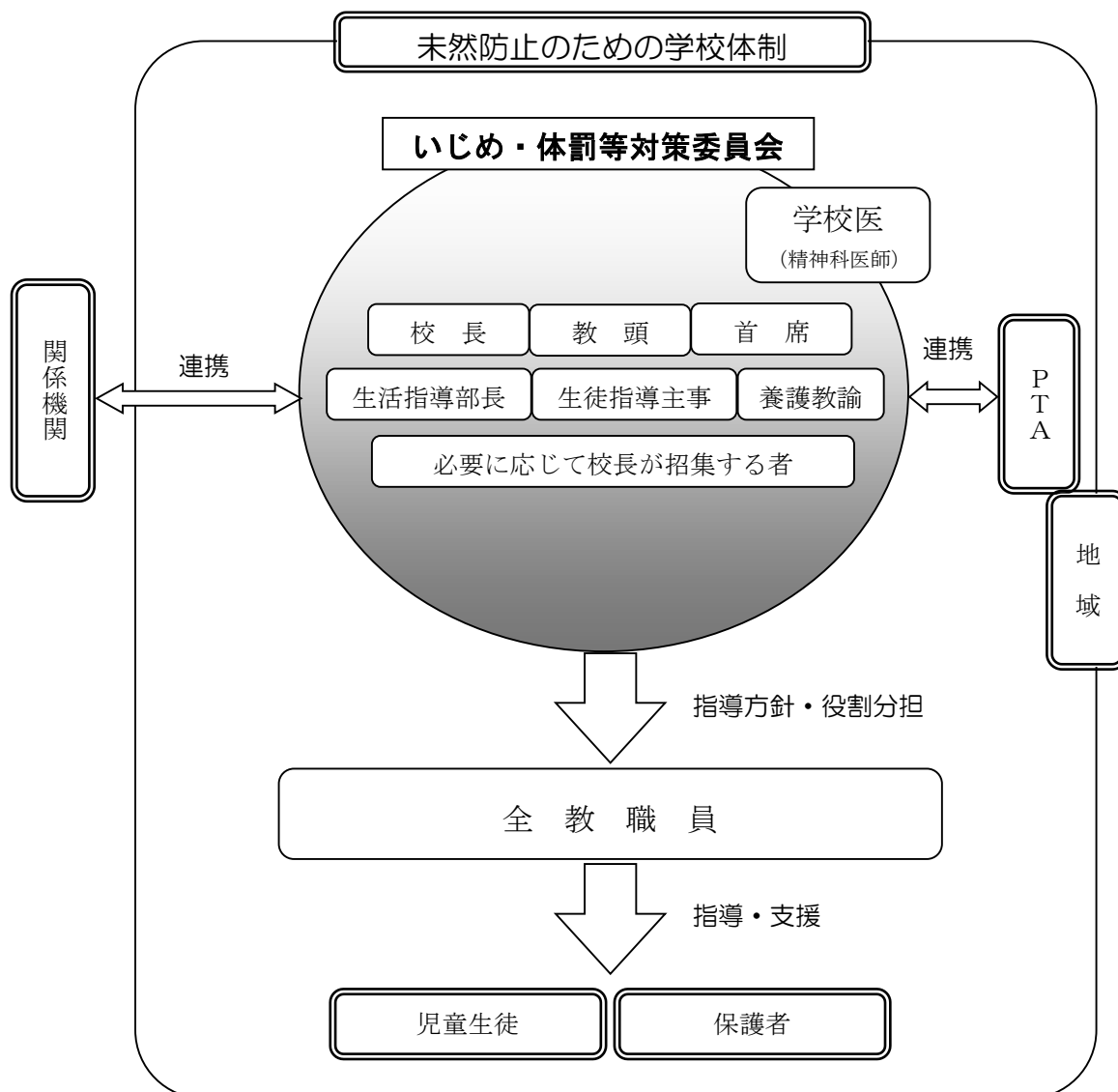
いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、（道徳）、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取り組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

また、本校では児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができるよう、次の3項目を行う。

- （ア）日々の連絡帳を通して、保護者との連携を深め、児童生徒の心身の変化に気付くよう留意する。
- （イ）児童生徒の下校後にクラス会議等を行い、児童生徒に対する教員間の情報の共有を図る。
- （ウ）個々の教育的ニーズを的確に捉え、自己有用感や自己肯定感を高められるように支援する。

そして、いじめの未然防止に向けて、全教職員が下記の体制で取り組む。



2 いじめの防止のための措置

- (1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対して校内研修会等で「学校いじめ防止基本方針」を周知する。児童生徒に対しては、本校の教育活動全般を通して自己理解・他者理解を推進し、いじめのない環境づくりを行う。
- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。そのためには、各教科や自立活動においてコミュニケーション指導（人間関係の形成に関すること、コミュニケーションに関すること）を行う。また、個別の教育支援計画・個別の指導計画を活用し、本人・保護者・学校が一体となって取り組む。
- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、次の3項目を行う。
 - (ア) 分かりやすい授業づくりを進めるために、研究授業を学部・学年を越えて見学・研究協議ができるようにして、授業力向上を図る。

- (イ) 児童生徒一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために、次の事項を行う。
- ◇生徒会・各種委員会活動の実施・充実
 - ◇各学部における人権集会（学部集会や学年集会）の実施・充実
- (ウ) いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うために次の事項を行う。
- ◇「学校いじめ防止基本方針」の周知をする。
 - ◇校内人権研修会において、いじめ等について学び、日々の振り返りの機会を設ける。
- (4) 自己有用感や自己肯定感を育む取り組みとして、次の2項目を行う。
- (ア) 児童生徒が達成感を得ることのできるよう、スモールステップを踏んだ教育目標の設定を「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」で行う。その際には、多角的な視点から捉えることができるよう、児童生徒に様々な場面で接している複数教員（クラス担任団や学年担任団）で目標設定を行う。
- (イ) 運動会や思斉祭、作品展などの各行事で、児童生徒が主体的に企画・運営に関わり、達成感を味わえるようにする。
- (5) 児童生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、人権集会（学部集会や学年集会）などを利用して、自他の理解を深め人権感覚を高められるようにする。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れたりするあまり、訴えることができないということが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある児童生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないために、次の2項目を行う。

- ◇授業や学級活動でのチームティーチングの重要性を再確認する。
- ◇連絡帳等を通して保護者との連携を深める。

教職員が積極的に児童生徒の情報交換を行い、情報を共有するために、次の2項目を行う。

- ◇クラス会議や学年会、学部会等で児童生徒情報の交換・共有の場を設定する。
- ◇必要に応じて、ケース会議等の記録を閲覧できるようにする。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、定期的なアンケートを年2回実施する。定期的な教育相談としては、家庭訪問や学期末懇談会を利用して、家庭での様子を聞き取る。日常の観察として、出席状況を確認し、養護教諭等と連携して児童生徒の心身の変化に留意する。
- (2) 保護者と連携して児童生徒を見守るため、連絡帳を活用して日々の児童生徒の様子やいじめの兆候がないか情報の共有を図る。
- (3) 児童生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、担任との信頼関係を日頃から築くとともに、いじめ・体罰等対策委員会を設置し、相談窓口を明確にする。
- (4) PTA総会や学校ホームページ、保護者へのプリント配布により、相談体制を広く周知する。また、学校アンケート等を利用して、相談体制が適切に機能しているかなどを定期的に点検する。
- (5) 教育相談等で得た児童生徒の個人情報については、個人情報管理規程に則り、適切に管理する。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった児童生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童生徒の発達段階や障がい特性、原因や背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた児童生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な児童生徒や保護者への対応については、(別添)「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にして、外部機関とも連携する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するよう配慮する。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や学部主事、生活指導部長等に

報告し、いじめ・体罰等対策委員会と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

- (1) いじめた児童生徒の別室指導などにより、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ・体罰等対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4 いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる児童生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた児童生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった児童生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしてきた「傍観者」として行動していた児童生徒に対しても、そうし

た行為がいじめを受けている児童生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の児童生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童生徒に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の児童生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心して過ごせるよう努める。そのため、認知されたいじめ事象について、当事者の発達段階や障がい特性、地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。運動会や思斉祭、作品展などは、児童生徒が人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ・体罰等対策委員会において対応を協議し、関係児童生徒からの聞き取り等の調査、児童生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童生徒の意向を尊重するとともに、当該児童生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、関係機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育を進めるため、教科「情報」や「生活」等において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。